

保険 知らせ



私たちは、日ごろ健康でも、いつ、どんなときに病気やケガをするかわかりません。そんなときにそなえて、加入者の皆さんがふだんから保険税を出し合って医療費にあてる助け合いの制度が「国民健康保険制度」です。

国民健康保険は、皆さんが住んでいる市町村が運営し、地域の健康生活をささえています。

■問合せ 住民課国保医療グループ ☎74 - 3002

国民健康保険の手続き

国保に加入するとき、または国保をやめるときは、14日以内に手続きをしなければなりません。

●健康保険に加入するとき

どんなとき	手続きの際に必要なもの
①他市区町村から洞爺湖町へ転入したとき	印鑑、転出証明書（保険証）
②職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険の資格喪失証明書（保険証）
③職場などの健康保険の扶養家族をはずれたとき	印鑑、扶養家族をはずれた証明書（保険証）
④お子さまが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳（保険証）
⑤生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書（保険証）

※保険証は既に国保加入者がいる世帯の場合に必要です。

●国民健康保険をやめるとき

どんなとき	手続きの際に必要なもの
①洞爺湖町から他市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
②職場などの健康保険などに加入したとき	印鑑、保険証、職場などの保険証
③国保の被保険者が亡くなったとき	印鑑、保険証、通帳、死亡を証明するもの
④生活保護を受けたとき	印鑑、保護開始決定通知書、保険証

●その他

どんなとき	手続きの際に必要なもの
①住所、氏名、世帯主などが変わったとき	印鑑、保険証
②修学のため、他の市区町村に住所を移すとき	印鑑、保険証、在学（園）証明書
③保険証を紛失したり、汚れて使用できなくなったとき	印鑑、身分を証明するもの（免許証など）

新しい社会保険等の保険証の交付前に医療機関を受診する場合は、現在「保険証切替手続き中」である旨を医療機関窓口申し出ていただき、国保の保険証は使用しないようお願いいたします。

②間違っ**て**国保を使わないために……
新しい社会保険等の保険証の交付前に医療機関を受診する場合は、現在「保険証切替手続き中」である旨を医療機関窓口申し出ていただき、国保の保険証は使用しないようお願いいたします。

●国保に支払った金額が、社会保険等の保険者から返還されます。
給付制限等により支給されない場合がありますので、詳しくは、社会保険等の保険者へお問い合わせください。
②間違っ**て**国保を使わないために……

国民健康保険は

地域の健康を支えています

国民健康保険に加入し、洞爺湖町に住居している方で、職場の健康保険・共济組合など、他の健康保険に加入している方や生活保護法による扶助を受けている方以外、全ての町民は、国民健康保険に加入（国民皆保険制度）しなければなりません。

資格喪失後の診療

国保の資格を喪失した後、新しい社会保険等の保険証が手元に届くまでの間、国保の被保険者証を使用して診療を受けた場合、国保で負担した分を返還していただくことになりますのでご注意ください。これは、本来新しい社会保険等で負担すべき医療給付費を国保から支払ったため、その際には加入していた方が

ら国保へ返還していただき、返還した分を社会保険等に改めて請求していただくことになるからです。
①返還手続きについて
後日、洞爺湖町国民健康保険から給付費の返還請求の通知が届きます。
●案内にしたがい、請求金額をお支払いください。
●その後、領収書と国保より送付される書類（診療報酬明細書の写しなど）を社会保険等の保険者に請求してください。